

(役員の任期)

第15条 本クラブの役員の任期は1年とし、再任をさまたげない。

(役員の解任)

第16条

- 1 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 2 職務上の義務違反、その他、役員にふさわしくない行為があると認められたとき。

第5章 総会

(構成)

第17条 総会は、未成年クラブ生の保護者、有資格指導者、コーチングスタッフ、役員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、以下の事項に議決する。

- 1 規約の変更
- 2 役員の選任または解任
- 3 その他、運営に関する事項

(開催)

第19条 通常総会は毎年1回開催する。(4月)

第20条 代表が必要と認めるとき、臨時総会をもつことができる。

(議長)

第21条 総会の議長は出席した正会員のうちから選任する。

第6章 自己の責任

(自己の責任)

第22条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これ違反して盗難、傷害、施設等への器物破損等の事故が起きた場合は、有資格者指導者、コーチングスタッフ、役員に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険)

第23条

- 1 会員、準会員、有資格者指導者、コーチングスタッフは、本クラブで指定するスポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲のみ対応するものとする。未加入者の活動中の事故については本クラブは、一切の責任を負わない。
- 2 スポーツ安全保険の加入手続きは、入会後に可能な限り迅速に行うが、特に体験入会等でスポーツ安全保険の加入手続き前に怪我や事故等が発生した場合は、自己責任として、有資格指導者、コーチングスタッフ、役員はそれ以上の責任を負わない。
- 3 活動中に、会員等に怪我や事故等が発生した場合には必要な応急処置を行う。また加入するスポーツ安全保険の適用内での対応をするが、有資格指導者、コーチングスタッフ、役員はそれ以上の責任を負わない。